



# 鳥取県公報

令和3年12月3日（金）  
第9356号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

|        |  |
|--------|--|
| ◇ 告 示  | 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出（629）（福祉監査指導課） . . . . . 2 |
|        | 保安林の指定の解除予定（630）（森林づくり推進課） . . . . . 2         |
|        | 都市計画の変更（631）（技術企画課） . . . . . 2                |
|        | 開発行為に関する工事の完了（632）（西部総合事務所環境建築局） . . . . . 2   |
| ◇ 調達公告 | 一般競争入札の実施（情報政策課） . . . . . 3                   |
|        | 随意契約の相手方の決定（税務課） . . . . . 6                   |

# 告 示

## 鳥取県告示第629号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年12月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

| 名 称       | 所 在 地        | 廃 止 年 月 日  |
|-----------|--------------|------------|
| アイプラス調剤薬局 | 米子市両三柳1898-3 | 令和3年10月31日 |

## 鳥取県告示第630号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年12月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市国府町中河原字小神場481の5、482の5から482の8まで、484の2、484の3、485の2、字榎谷493の3、494の2、496の2、字大神場511の5、516の6、517の3、518の2、518の5、519の3、519の4、字大平529の2、532の2、533の2、534の3、534の4、536の2、539の3、540の3、541の5、荒舟字二タマタ平645の6

### 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

### 3 解除の理由

指定理由の消滅

## 鳥取県告示第631号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年12月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画公園9・6・1号布勢総合運動公園

### 2 都市計画を変更する土地の区域

鳥取市桂見、大楠及び里仁

### 3 縦覧場所

鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）及び鳥取市都市整備部都市企画課（鳥取市幸町71）

## 鳥取県告示第632号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和3年12月3日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

- 1 開発許可の年月日及び番号  
令和3年10月18日 鳥取県指令第202100177276号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
西伯郡日吉津村大字日吉津
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
西伯郡日吉津村大字日吉津924  
長谷尾 友也

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年12月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達内容
  - (1) 業務の名称及び数量  
鳥取情報ハイウェイ通信ネットワーク管理機器賃貸借 一式
  - (2) 借入物品の仕様  
入札説明書による。
  - (3) 借入期間  
令和4年7月1日から令和9年6月30日まで
  - (4) 契約期間  
契約締結日から令和9年6月30日まで
  - (5) 納入期限  
令和4年6月10日  
ただし、賃貸借料は、令和4年7月1日から発生するものとする。
  - (6) 入札方法
    - ア 本件入札は、紙入札により行うものであること。
    - イ 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札説明書に示す方法に従って計算した本件入札に係る借入物品の賃貸借料の借入期間の1月当たりの金額とすること。  
なお、契約に当たっては、入札書に記載された月額をもって契約を締結するので、入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とする。  
併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。
- 2 入札参加資格  
本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器の電気通信機器類に登録されている者であること。  
なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第

5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和3年12月10日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制が構築できる者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県総務部情報政策課

### 4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部情報政策課地域情報化・市町村連携担当

電話 0857-26-7849

電子メール [jouhou@pref.tottori.lg.jp](mailto:jouhou@pref.tottori.lg.jp)

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

令和3年12月3日（金）から令和4年1月5日（水）までの間にインターネットの鳥取県総務部情報政策課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/jouhou/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和3年12月3日（金）から令和4年1月5日（水）までの日（日曜日、土曜日及び令和3年12月29日から令和4年1月3日までを除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年1月18日（火）午後3時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月17日（月）午後5時とする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎地階 第6会議室

### 5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、「入札書」と明記した封筒に、それぞれ件名、入札者名及び入札回数（「第1回」、「第2回」及び「第3回」）を記入し、当該回の入札書を入れ、密封して提出しなければならない。郵便等による

入札の場合も同様に提出すること。また、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。

なお、入札回数が記載されていない封筒は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和4年1月5日(水)午後5時まで、郵便等又は持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札書に記載する金額に60を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1か月当たりの契約金額に60を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

### (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

### (3) 契約書作成の要否

要

### (4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

### (5) 手続における交渉の有無

無

### (6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和3年11月定例会において本件業務に係る予算が成立しなかった場合は、開札を行わず、本件入札を中止する。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products : leasing for Tottori information highway  
telecommunications network management device : 1 set

(2) January 5, 2022 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification

confirmation

- (3) January 18, 2022 3:00 PM : Time-limit for submission of tenders  
(January 17, 2022 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)
- (4) Contact point for the notice : Information Policy Division of General Affairs Department  
Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan  
TEL : 0857-26-7849

.....

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年12月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                    |   |    |
|--------------------|---|----|
| 1 調達件名及び数量         | 税務事務総合電算システム改修業務（令和3年度税制改正等対応）  | 一式 |
| 2 契約方式             | 随意契約  |    |
| 3 随意契約の相手方を決定した日   | 令和3年11月18日  |    |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地   | 株式会社鳥取県情報センター<br>鳥取市寺町50  |    |
| 5 契約金額             | 123,915,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）  |    |
| 6 随意契約による理由        | 他の特定役務をもって代替させることができない特定役務の調達をするものであり、当該調達の相手方が特定されるため。（政令第11条第1項第1号） |    |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部税務課<br>鳥取市東町一丁目220  |    |